

～すぎなみコミュニティカレッジ～

- 実践に学ぶ！ - 指導者と共に青少年スポーツの未来像を考えよう

主催：杉並区教育委員会

企画・運営：NPO法人 スクール・アドバイス・ネットワーク

協力：杉並区学校教育コーディネーター

報告者：NPO法人 生涯学習 知の市庭

講演 1 「スポーツ活動の安全性」

講師：菅原 哲朗氏

弁護士 日本スポーツ少年団常任委員 日本スポーツ仲裁機構専務理事

事

去年は、「スポーツリスクマネジメント」という講座でお話をさせていただきました。今日は、スポーツ活動の安全性について、法律的な面を中心にお話をさせていただきますつもりです。

もともとスポーツというものは、体を動かすことができなければ行えませんから、当然ケガをする可能性があります。ケガは発生する、あるいは「内在する危険性」を伴っているわけです。スポーツの成り立ちをみましても、ルールを作ることで、ケガを防止してきたことが分かります。これがスポーツの発展の経緯です。

例えば、ボールを扱う種目でも、蹴るのはボールであって、相手選手の足ではありませんね。ですから、足を蹴ったらルール違反になるわけです。「安全配慮義務」があるのがスポーツの基本なのです。

実は、この安全配慮義務という言葉が一般的に使われるようになったのは、昭和54年から56年にかけて、自衛隊員が国を相手に訴えたことから始まります。このとき、相手であった国の抗弁は「危険なことをするから自衛隊であって、国が隊員を守る義務はない」というものでした。しかし、最高裁判所は、安全配慮義務であるといっています。ちなみに、この義務は、国家公務員法の明文にはありません。

学校に置き換えてみてみますと、午前8時から午後2時までは、学校には子どもの安全を配慮する義務があります。

スポーツに危険性が伴う以上、指導者や親がケガをしないように配慮することは可能です。しかし、ぶつかってもケガをしないボールをつくることは、“仮想空間”をつくることになります。以前健康の達人といわれる人にその秘訣を聞いたら「歩くこと」だと答えたといっています。しかも、ゴルフ場を歩くのが一番安全だといったという笑い話がありますが、これも仮想空間です。車も通りませんから、確かに安全かもしれませんが、現実はずっとシビアなものです。

そこで、スポーツを通して子どもに「危険を回避するスキル」を身につけさ

せることがスポーツの大きな意義となります。それが大人になって発展して、道で車を避ける、ビジネス社会で不渡り手形を受け取らない...といったリスク管理にまでつながっていくという考え方が基本にあります。

特に小さな子どもが対象となるスポーツ指導においては、指導者側の安全配慮義務は非常に大きいものがあります。もちろん高校、大学へと進みますと、個人責任の世界になってゆきます。特に小学校の高学年のスポーツ指導は、一番危険が伴います。ですから、“小さな危険と・大きな安全”を心がけていただきたいのです。

では、具体的事例の話をしていきましょう。

先例に学ぶことが重要ですが、リスク管理の場合には、成功した例は役に立ちません。その反対に、失敗例は価値があります。それを少し直せば成功のヒントになります。ここがポイントです。そのためには新聞をじっくり読むことです。犬が人に噛みついていても新聞は取り上げませんが、人が犬に噛みついたら記事になります。異常なことが報道されます。新聞には、大事件だけでなく、小さなトラブルがたくさん載っています。

例えば、交通法規には「前方注視義務」というものが、わざわざ存在しています。車を運転しているときには前方を見ているのは当たり前ではないかと思われるでしょう。しかし、先例があります。女性ドライバーがハンドバッグを手に取るうとして下を向いて運転したために衝突するという事故が結構あるのです。これは前方注視義務の違反です。法律で、車を止めるまでは下を向いてはいけないと決められているのです。

もうひとつ事故の判例をご紹介します。いわゆる「日時計事件」と呼ばれるものです。

判例というのは、その下にさまざまな内容があり、そこをどう読みとるかというところにポイントがあります。また、人は自分の間違いや失敗はなかなかオープンにしないものですから、判例を知ることには大きな意味があるのです。

< 小学校日時計転倒死亡事件 >

Y市立小学校の校庭に設置されたコンクリート製の日時計に小学校1年生がよじ登るようにして体重をかけたため倒壊し、下敷きになって死亡した事件である。東京地裁は低学年の児童の行動として日時計に興味をもって触り、遊び道具としてよじ登る可能性が予測されるとして市に日時計の安全管理に瑕疵（かし）があるとして、国家賠償法2条1項の責任を認めた。ただし、小学生にも日時計は乗ったりよじ登るものではないと理解できるとして、過失相殺を3割と認定した。

法律（裁判）の世界では、『請求権』と『抗弁権』がぶつかり合うのが基本です。

さて、この事故の原因は「本来の用法」を越えたA君の異常な行動と言えるでしょうか。被告となったY市は日時計の管理について「営造物が通常有すべき

安全性に欠ける点はない」と反論しました。つまり、日時計は事故当時、文字盤に日影を落とす金属製の棒が取れて、日時計としての役割は果たしていなかった。しかも、日時計は卒業生の卒業記念として、設置当時から、日時計としての機能は期待されておらず、記念碑的なものとして扱われ、記念碑的なものとして扱われる限り危険な点はなかった、というのです。逆にいえば、小学生にも日時計は乗ったりよじ登ったりするものではないと理解できるもので、事故の原因は専らA君の異常な行動といえる、と反論しました。一方、原告の主張は「日時計は設置から20年を経過し、老朽化も十分考えられたにもかかわらず、安全性について点検もされていなかった」、また「担当教師は、身内に不幸があったとの連絡を受けて早退し、その他の教師も、持久走をしている児童らに気をとられていたため、A君の動静に注意を払っていなかった」と学校側の児童に対する安全配慮に欠けた注意義務違反を指摘しました。

では、東京地裁は、どのように判断したのでしょうか。東京地裁は、以下のように判決理由を述べています。

(1)「本来の用法」について：日時計は卒業生の記念品として設置、管理されていたものであり、この上に乗る、あるいは覆い被さるということが本来の目的ではないことは明らかである。

(2)小学校低学年児童の行動と教師の予見可能性：Y市立小学校の児童らが、本件日時計を教材として興味をもって使用し触れるのみならず、これを遊具として好奇心をもって接したり、気楽に戯れたりし、場合によってはこれらによじ登る可能性があることも容易に予測できる。

(3)「公の営造物」たる日時計の安全性

本件日時計は、児童らが寄りかかる、あるいはそれによじ登るなどの行動に出たとしても容易に転倒しない程度の安全性を有していない以上、通常有すべき安全性を備えていなかった、というべきである。

(4)結論として、判決はA君の過失相殺3割を設定のうえ、原告(保険給付を支出した健康保険組合)の損害賠償請求のうち治療費など508万円余の一部認容をした。

「過失相殺」という専門用語はちょっと難しいかもしれませんが、簡単に言いますと、お互いの過失がぶつかった場合には、公正、妥当の範囲で損害賠償金を減額にしましょうという意味です。損害賠償金が1000万円なら3割の過失相殺では700万円となります。

ここでも、「安全配慮義務」という言葉が出てきました。スポーツ事故に照らして、これに関わる法律を整理しておきましょう。

<スポーツ事故によって不法行為責任(民法709条)が発生する要件>
故意または過失に基づく、
他人の権利ないし利益・財産を違法に侵害する行為、
責任能力の存在、

因果関係の有無

という4つの側面から検討しなければならない。

この4つがそろったときに、加害者が被害者の損害を賠償する不法行為が生ずる。

スポーツ事故の場合、多くは「過失」であり、「故意」はほとんどありません。また、過失には、必ず「注意義務違反」が前提条件となります。

「予測可能性」というのも、いろいろ議論を呼ぶところです。そこで、もうひとつ判例をご紹介します。これは、スキー場での衝突事故です。

ゲレンデで、Aさん、Bさんという2人がスキーをしていてぶつかった事故です。実は、両人ともスキーの上級者でした。では、なぜ事故が起きたのでしょうか。Bさんは斜面を直線的に滑り降りてきました。一方、Aさんの方は、大回りをして滑り降りてきたところで、上から降りてきたAさんにぶつかったというわけです。この場合、法律的には、「上から降りてくる者には、下の者の行動を配慮すべし」とされています。しかし、斜面の形態や、Aさんが、どのようなコースを通過して降りてきたのかによって、予見可能である場合もあり、予見不能であることもあります。そこで、正確を期するために、事実を確認し状況を見ていづれかを判断するのです。

話は変わりますが、「事故が発生しても主催者の責任は一切追及せず、自分の責任において処理することを誓約します」といった主旨の「免責同意書（誓約書）」に署名捺印した経験をお持ちの方もいらっしゃるかもしれません。最近、スポーツ事故を巡って、これがよく問題になります。つい最近も、カーレーサーの太田さんがレース中に事故を起こして全身大やけどを負う惨事がありました。この場合にも、主催者側は事前に免責同意書を交わしてあるので責任はないと抗弁しましたが、裁判で、この免責合意は無効とされました。その他にもスポーツ施設やクラブでの事故が起きた場合に、免責同意書を巡って論争が展開されますが、無効にされるケースが圧倒的に多いのが現状です。

<判例>

・スキューバダイビングの事故で、水面を泳いで移動中に溺れ、重度の障害を受けた事件

「人間の生命・身体のような極めて重大な法益に関し、免責同意者が被免責者に対する一切の責任追求を予め放棄するという内容の前記免責条項は、被告等に一方的に有利なもので、原告と被告会社の契約の性質をもってこれを正当視できるものではなく、社会通念上もその合理性を到底認め難いものであるから、人間の生命・身体に対する危害の発生について、免責同意者が被免責者の故意、過失に関わりなく一切の請求権を予め放棄するという内容の免責条項は、少なくともその限度で公序良俗に反し、無効である」（東京地方裁判所平成13年6月20日判決）

以上見てきましたように、私たちスポーツに関わる者が、事故や事件の判例から学ぶことは多々あります。では、スポーツ指導者として、安全を確保しながら子どもたちと接するには何が重要かについて整理をしておきたいと思います。

【安全確保のための六つの指針.....安全指導と安全管理】

子どもにスポーツのルールを守ることを教えよう（安全指導）。

絶対に子どもにケガをさせない心構えをもった活動計画の立案と実行をしよう（安全管理）。

危険を感じたら、すぐに安全対策に立ち上がろう。

最悪を想定し、活動の中止を恐れない。

地域の実情に応じた安全指導マニュアルを創り上げよう。

保険に加入しよう。

【紛争に対処する六つの指針】

人命救助など果たすべきことをまず果たす。

事故の事実関係を把握する。

先例を学ぶ。

説得と論証。

仲間・父母後援会の信頼を得る。

自己の行動に正しいという確信を持つ。